

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダラ本州太平洋北部系群、ヤナギムシガレイ太平洋北部系群、サメガレイ太平洋北部系群

2. 意見表明の申出者

氏名	福島県
所属又は職業等	福島県

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

当県においては、長期にわたる操業自粛を経て、令和3年4月から本格的な操業に向け、操業拡大中であることを考慮し、震災前の漁獲量を基準としたTAC管理が必要。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

ヤナギムシガレイ等、ABC 算定のための基本指針の変更により、前年度から ABC が大幅に減少した魚種については、ステークホルダーに対するきめ細かい説明が必要。
--

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

- (3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

サメガレイ太平洋北部系群

2. 意見表明の申出者

氏名	阿久津 栄作 (漁協を代表しての意見)
所属又は職業等	平潟漁業協同組合 代表理事組合長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

- 当組合は、福島県と茨城県との県境に位置し、サメガレイを対象とし、沖合底びき網漁業や小型機船底びき網漁業が営まれている。自身も沖合底びき網漁業を営んでおり、茨城県底曳網漁業協議会員として、旧太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画等資源管理に取り組んで来た。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- 現在の茨城県で構築している漁獲情報収集システム (市場水揚げデータを県水産試験場を通じ電子的に収集するシステム) で問題ない。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- 本県沖の操業状況は、平成23年の福島第一原子力発電所の事故をきっかけに大きく変わってしまい、現在もその風評被害については、完全に払しょくしたとは言えず、事故以前と比較し完全な操業回復には至っていない。それら事情を鑑み、漁獲可能量の設定等に当たっては、原発事故以前の10年間又は過去の最盛期のデータを基に算定するなどし、検討願いたい。
- また、サメガレイについては、潮流の影響を受けやすい魚種であることから、本県沖の漁獲はその年の海況による影響を受けやすく、一概に過去の漁獲実績だけでは、漁獲可能量の設定は難しいと考える。
- 例えば、サメガレイは、近年増えている印象を受けるが、一方でこれから資源として期待できると思っても、過去の実績において、漁獲可能量の上限が設定されてしまうと増えた資源を有効活用できなくなってしまう。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- 前記②に同じ。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- 前記②に同じ。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

・特になし。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

・茨城県底曳網漁業協議会。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

・特になし。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

・県内の底びき船は、沖底が 19 t 型、小底が 14.9 t 型が主流となっており、両漁業の間において、操業形態や漁獲海域、対象種に以前ほど大きな隔たりが無くなってきている。当組合においてもそれらの乖離は小さくなっており、同一漁協内で同一の漁業種類である底びき網漁業において、大臣管理区分と知事管理区分とで、異なる漁業管理を行うことについて、漁業者の理解を得るのが難しいと感じる部分がある。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

・末端の漁民には、今回の仕組みの理解度が低く、もっと理解出来るような説明が必要でないかと考える。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ヤナギムシガレイ太平洋北部系群及びサメガレイ太平洋北部系群

2. 意見表明の申出者

氏名	千葉県漁業協同組合連合会
所属又は職業等	

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

千葉県では、銚子地区の沖合底びき網漁業によりヤナギムシガレイ、サメガレイを漁獲しています。関係する沖合底びき網漁業者からは、TAC管理を行う必要性や資源評価への疑問、また、このままTAC管理を前提とした検討が進められていくことに対する疑問の声があることから、結論ありきで進めるのではなく、現場の漁業者の理解と納得を得た上で、慎重に検討するよう求めます。

特に、国はTAC魚種拡大にあたり「漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映し、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。」としていますが、この部分は特に徹底するよう求めます。

また、本県の沿岸、沖合では様々な漁業が営まれており、公的な規制の他に、沖合漁業と沿岸漁業との民間協定をはじめ、地区の申し合わせ事項などにより、操業秩序が維持されています。こういったルールは関係者が長い年月をかけて築いてきたものですが、新たな資源管理の導入により、こういった秩序が崩れてしまうことを懸念しています。

また、国、都道府県、漁協・漁連等の業界団体の予算や人的資源は限られています。資源管理に限らず水産業に係る課題が山積しており、優先的に取組まなければならない仕事他に沢山ある中で、混獲魚種であるこの2魚種を膨大な労力をかけてTAC管理する意味が分かりません。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁獲報告システムの整備は短期間で容易にできるものではなく、現状では漁協職員の地道な集計作業に頼らざるをえません。各漁協とも人手不足の中、事務負担を増加させてまでTAC管理を導入する必要性については慎重に検討する必要があります。また、国や県においても、事務担当者の負担は相当大きいと考えられますが、水産行政に係る人員が減り続けている中で、しっかりとした管理が可能なのか疑問です。なお、現在、国が導入を進めているシステムは、リアルタイムなTAC報告に対応した仕様になっていません。

漁獲報告を怠った場合に漁業法上で罰則も存在することから、拙速なTAC管理の導入は避けるべきと考えます。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

この設問はTAC管理を実施することを前提としたものであると考えられますが、そもそもTAC管理が適切かどうか疑問であり、いま資源管理目標の導入を論じる段階にはないと考えます。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

この設問はTAC管理を実施することを前提としたものであると考えられますが、そもそもTAC管理が適切かどうか疑問であり、いま漁獲シナリオを論じる段階にはないと考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

(1)に記載のとおり、そもそも数量管理が適切かどうか疑問です。対応方向は「数量管理を実施しない」ことも視野に入れて検討すべきです。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

参考人坂本雅信の意見書に記載のあるとおり、銚子地区の沖合底びき網漁業は既に漁獲努力量の削減に取り組んできたところです。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

地域：太平洋北部地区

漁業種類：沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業

関係者等：加工業者、仲買業者、市場関係者（産地、消費地）、その他関連産業

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

この設問はステークホルダー会合を実施することを前提としたものであると考えられ、そもそもステークホルダー会合へ進んでしまうことが適切なのか疑問である。まずは、上記⑥の関係者へ国から十分な説明を行い、理解と納得を得た上でステークホルダー会合に進むべきである。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

この設問はTAC管理を実施することを前提としたものであると考えられますが、そもそもTAC管理が適切かどうか疑問であり、いま管理対象とする範囲を論じる段階にはないと考えます。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

国はなぜ現場の意見を十分に聞かずに漁業法を改正してしまったのでしょうか。資源管理だけでなく漁業法改正に関して全般的に言えることですが、現場の意見を十分に聞かずに大枠を作ってしまうと、後から現場の漁業者の意見を聞こうとしても無理があります。まずは、こういった進め方をあらためなければ「漁業者の理解と協力」は得られないと考えます。